

令和3年6月定例会 特別委員会の記録

災害に強い県づくり特別委員会

委員会は、付議事件1「令和元年東日本台風等からの復旧・復興について」及び付議事件2「防災・減災、国土強靱化について」の主要事業等の成果及びこれまでの実績を踏まえた令和3年度の主な取組について、執行部から説明を受け審議を行うとともに、参考人を招致して現状を聴取し、理解を深めた。

| 付 議 事 件 |
|---------------------------------|
| 1 令和元年東日本台風等からの復旧・復興について |
| 2 防災・減災、国土強靱化について |
| 3 上記1及び2に関連する事項 |
| 調査事項及び調査内容 |
| <u>1 令和元年東日本台風等からの復旧・復興について</u> |
| <u>(1) 災害対策について</u> |
| ① <u>生活の再建</u> |
| ② <u>生業の再建</u> |
| ③ <u>災害復旧</u> |
| ④ <u>災害救助等</u> |
| <u>(2) 災害対応に係る検証について</u> |
| ① <u>災害対応の検証</u> |
| <u>2 防災・減災、国土強靱化について</u> |
| <u>(1) 防災・災害対策について</u> |
| ① <u>防災・災害対策の推進</u> |
| <u>(2) 災害に強い県土基盤づくりについて</u> |
| ① <u>災害に強く安全・安心なまちづくりに関すること</u> |
| ② <u>復興を支える交通基盤の整備</u> |

| | |
|--------|--|
| 委員長名 | 満山喜一 |
| 委員会開催日 | 令和3年6月16日(水)、7月5日(月) |
| 所属委員 | [副委員長] 坂本竜太郎 大場秀樹 [理事] 宮本しづえ 椎根健雄 [委員] 西丸武進 宗方保 今井久敏 佐藤政隆 鈴木智 水野透 鈴木優樹 |



満山喜一委員長

(6月16日(水))

宮本しづえ委員

被災事業者の事業再建のためのグループ補助金について、216事業者に対して交付決定され、132事業者が事業完了したとの報告がある。私は、この委員会で以前から被災事業者に対するグループ補助金の支援の割合が極めて少ないと述べているが、その後、県は被災事業者に対して個別に通知するなど活用につなげるための取組を行っているか。

経営金融課長

被災事業者に対するグループ補助金については、地域での説明会を十数回開催しており、併せて、商工団体をグループリーダー等として、活用できるとの周知に努めている。

また、2月の福島県沖地震では、令和元年東日本台風と同様にグループ補助金の活用が特例的に措置されており、事業者の求めに応じて地域での説明会を開催し、申請に結びつく形で周知に努めている。

宮本しづえ委員

説明会を行った回数と比較して、実際に対象となった事業者が少ないとの印象が拭えない。県は、この問題をどのように総括し、今後の地震被害に生かしていくのか。また、何がネックで活用が伸びていないと捉えているのか。

経営金融課長

グループ補助金の対象事業者は、令和2年度及び前年度繰越の予算を含めると590件弱になる。また、令和元年東日本台風では、申込期間を1年間と十分に取っており、1回目の募集が終わると次の募集をすぐに始めるなど切れ目なく申請を受け付けている。商工団体から報告を受けている被災事業者数には、グループ補助金の該当にならない床下浸水、一部浸水及び消耗品の被害も含まれており、グループ補助金の周知及び申請が該当となるように内容の補正等を行うなど柔軟に対応している。

宮本しづえ委員

私は、事業者から申請が煩雑過ぎるとの声を聞いており、申請事務の支援が必要だと思う。県は、どのような支援があれば事業者が申請しやすくなるのか検討する必要があるのではないかと。

グループ補助金の4分の3は国の予算のため、県が独自に様式を変えることは単純な話ではないと分かっているが、商工団体に専門家を臨時で入れるなど支援体制を整えてはどうか。また、県はそのような検討を行っているのか。

経営金融課長

グループ補助金は、一定のルールの下に申請を受け付けている。例えば、東日本大震災時は商工団体がグループリーダーになることを認められていなかったが、令和元年東日本台風では商工団体がグループリーダーになることを認めてグループを創設しやすくし、2社が集まればグループとして認めるなど運用の簡略化を図っている。

また、記載内容をなるべく簡略化した上で、実際の記載に当たっては申請者ごとに県が直接相談に乗るなど、可能な限り柔軟な相談体制を整えている。その結果、グループ補助金の活用が可能な事業者には、ほぼ行き渡っていると考えている。

宮本しづえ委員

県は、グループ補助金が適用になる事業者はほぼ活用したとの認識だと思うが、実際に被災事業者に聞くと活用しなかったとの声もある。そのため、私は何らかの課題があり、支援策の強化が必要だと受け止めている。県は、そのような必要性を認識しているのか。

経営金融課長

宮本委員の制度改善が必要であるとの意見を承った上で、意識しながら取り組んでいきたい。

宮本しづえ委員

ぜひ、国に対して制度上の問題や簡略化について要望し、また、県としても、支援を強化願う。

2月の福島県沖地震のグループ補助金の申請状況を聞く。

経営金融課長

グループ補助金の交付決定の状況については公表しているが、受付件数等については国との調整の関係で公表していない。現在、福島県沖地震のグループ補助金の第1回の受付が5月に終了し、今後、第2回の受付を国と調整して進めていく。1回目の交付決定については、国と調整して速やかに公表したい。

今井久敏委員

グループ補助金について、数社から申請が通らなかったとの声を聞いている。申請したが諸般の条件が整わなかった件数は把握しているか。また、グループ補助金のグループや事業者はどのくらいあるか。

経営金融課長

グループ補助金の結果は、交付決定件数と合計金額を公表しているが、グループに対する交付決定の件数や個別の定額補助の割合については事業者の特定につながるおそれがあるため公表していない。

今井久敏委員

郡山市の中央工業団地にある160社のほとんどが令和元年東日本台風により壊滅的な被害を受けたが、グループ補助金の申請件数及びグループの件数について説明願う。

経営金融課長

事業者が申請した後に取下げ、再度申請をすると申請件数が2件になり件数が膨れるため申請件数の公表を行っていない。

最終的に相談を受けた事業者については、ほぼ申請を受け付けており、グループ補助金の対象として交付決定したと認識している。

佐藤政隆委員

商工労働部長の説明に大企業の支援が11件とあるが、地域別の内訳を聞く。

企業立地課長

内訳は、県北地方は福島市が1件及び伊達市が3件、県中地方は郡山市が4件、いわき市が3件、合計で11件である。

佐藤政隆委員

大企業について、企業立地補助金等で県内に進出してもらっており、県内の雇用の受皿になっている。

郡山市の中央工業団地等では浸水被害が大きく、撤退を考える企業もあるが、それらを踏まえてこの申請件数をどのように評価するか。

企業立地課長

令和元年東日本台風の発生後に、商工労働部や地方振興局で企業訪問を行い補助対象となる大企業を最大限で見積もつ

て20社程度と想定して予算を計上した。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、設備投資計画の見直しや規模縮小の動きがあり、結果として11件との実績になっている。

想定した20社程度について、公募開始から企業訪問して制度の内容を説明しており、補助を希望する企業は漏れなく活用してもらったとの認識である。

佐藤政隆委員

補助上限の1億円について、企業訪問ではどのような評価を受けたか説明願う。

企業立地課長

今回、予算の中で上限1億円という制度構築を行ったが、補助率が5%のため仮に20億円を投資すると1億円の補助金となる。企業立地補助金等と比較すると、かなり低い補助率になっているのは事実であり、企業から率を上げてもらいたいとの意見があった。

佐藤政隆委員

大企業は雇用の受皿であり、県内に進出してもらうために補助率の部分も含めてしっかり支援するよう願う。また、大企業が別の県内地域に移る場合についても考え方を整理し、しっかり支援するよう願う。

宮本しづえ委員

災害救助法に基づく支援において、応急修理を行った世帯が2,771世帯とあるが、これは昨年度分と理解してよいか。

また、5月10日現在、災害救助法による応急修理が

5,544世帯で完了したとホームページに掲載されているが、この数字はどのように捉えればよいか。令和元年東日本台風等で応急修理の対象になる世帯に対して、どの程度の割合で応急修理の制度が活用されたか説明願う。

災害対策課長

応急修理の2,771世帯は、令和2年度に修理を行った件数である。り災証明書を発行した12,649件に対して、応急修理が完了した件数は5,570件である。

宮本しづえ委員

応急修理が完了した5,570件は、最新の数字との理解でよいか。

り災証明書を発行した12,649件が応急修理の対象世帯とすると、応急修理した件数がおおむね半分弱となり比較的に利用されているとの印象を受けるが、対象世帯の半分程度に利用がとどまっている理由を説明願う。

災害対策課長

応急修理が完了した5,570件は、5月31日現在の最終的な数値である。

罹災証明書の12,649件は、大規模半壊から一部損壊を合わせた件数である。また、大規模半壊等による住宅の建て替えや取壊し、民間の賃貸住宅に移った人もいるため、必ずしも応急修理を利用していないと考える。

宮本しづえ委員

り災証明書の12,649件には、一部損壊も含まれているとの理解でよいか。一部損壊は被害程度が10%以下の取扱いになり、応急修理の対象にならないため、り災証明書の件数に一部損壊を含めると応急修理の対象者が全体でどのくらい利用したか把握できない。そのため、一部損壊を含めないり災証明書の件数を把握するべきである。

住宅の取壊しなどを行えば応急修理とは別制度の支援対象になるが、制度を理解していない事例が相当数あるのではないと思う。なぜなら、2月の福島県沖地震において、応急修理の対象になる準半壊以上のり災証明書が5月時点で7,644件あるのに対して、申込件数は全体の約11.1%の845件である。実際に応急修理の工事が完了した件数は52件にとどまっており、制度が十分に周知されていないと受け止めている。

また、市町村による申込率に差があり、白河市では76%となっているがほかの市町村では0~2%程度にとどまっているところもある。そのため、県が制度の周知をしっかりと図る対策が必要であると思うが、どうか。

災害対策課長

令和元年東日本台風等に係る災証明書の件数は、大規模半壊、半壊及び準半壊の合計で12,649件である。

周知については、災証明書を発行する際に被災者が適用となる支援制度のガイドブック等を配付しており、県のホームページで広報を行っている。

宮本しづえ委員

この周知方法は、今まで行ってきた方法であり、その結果が先ほどの申請率の到達であるため、さらなる個別的な周知を行う必要がある。

私の下に中規模半壊の被害を受けた住民から相談があったが、応急修理の支援について知らなかった。また、その住民は解体を考えていたが、被災者生活再建支援法で解体費が支援の対象になることも知らず、様々な支援策が知られていないと改めて痛感した。

被災者は再建のために必死であり、支援制度の活用まで頭が回らない状況だと思う。そのため、市町村は個別に支援制度の周知を丁寧に行う必要がある。県及び市町村は、ぜひ支援強化を図るために協議してもらいたい。

災害対策課長

支援制度の周知について、県及び市町村が連携して進めていきたい。

鈴木智委員

資料44ページの土砂災害防止法について、基礎調査が各地で進んでいると思うが、調査が残っている箇所はどの程度あるか。

砂防課長

当初目標としていた7,983か所の基礎調査については、令和元年度までに調査を完了し、各建設事務所のホームページに結果を公表している。

現在、帰還困難区域で立入りが制限されている箇所や新たな災害で被災を受けた箇所を対象に調査を行っている。また、土砂災害特別警戒区域については、土砂災害解消の施設設置後の状況を改めて確認調査していく。

鈴木智委員

数年前に土砂災害警戒区域の予告がない箇所に住宅を建て、後からトラブルになった事例がある。土砂災害警戒区域の対象になる箇所については、基礎調査及び周知が進んでいるとの理解でよいか。

砂防課長

県が把握している箇所については、基礎調査が完了しており公表も行っている。また、土砂災害警戒区域等の調査結果の公表のみで指定されていないため法的な制限が発生しない箇所についても周知を行っている。

過去に精度が低い地図で基礎調査を行った箇所は、最新のデジタル地図で精査すると新たに対象になる箇所もあるかもしれない。現在、全国的に2巡目調査を行っており、本県においても行う必要がある。そのため、2巡目調査によって新たに対象箇所が増える可能性がある。

鈴木智委員

建築基準法を所管している部署、建て主及び建築業者に対して、土砂災害警戒区域等の周知に取り組んでもらいたい。

宮本しづえ委員

大きな河川で被害を受けた箇所については、被災者の組織が設立されており、工事の進捗状況や方法について協議を行い改修が進められている。しかし、そうでない箇所では、住民が意見を言う場がないとの声もある。

河川の流域治水の考え方として、流域治水協議会の中で住民が参加して検討する方向になっている。県管理の河川で被害を受けた地域において、先行して流域治水協議会設置の必要があると思うが、県の現在の取組と今後の方針について聞く。

河川計画課長

流域治水については、特に被害が大きかった宇多川、小泉川、夏井川・鮫川の2級河川で流域治水協議会を昨年度末か

ら今年5月にかけて立ち上げた。今後、国、県、市及び関係者が集まって、流域全体で流出を抑制するため流域治水プロジェクトの策定を進めている。また、住民参加については、協議会の中で考えていきたい。

宮本しづえ委員

令和元年東日本台風で被害を受けた県管理の河川の中で、流域治水協議会ができていない箇所はどこか。

河川計画課長

令和元年東日本台風で大きな被害を受けた2級河川については、先行して流域治水協議会を設置している。そのほかの河川については、関係する市町村等と協議して進めていきたい。

宮本しづえ委員

被害を受けた河川の中で流域治水協議会が設置されていない箇所はどの程度あるか。

河川計画課長

浜通りは令和元年東日本台風で被害を受けた河川が多くあるため、市町村と打合せをして進めていきたい。

宮本しづえ委員

中通りの河川についてはどうか。

河川計画課長

中通りについては、国、県及び沿線市町村が連携して阿武隈川流域治水協議会を立ち上げている。

宮本しづえ委員

阿武隈川に流れる県管理河川については、阿武隈川流域治水協議会で協議するため、個別には地域協議会を設置しないとの方針なのか。

河川計画課長

流域治水協議会は、水系ごとに大きく設置されており、その中で県や各市町村が取組を進めている。支川については、そこに含まれる形になる。

宮本しづえ委員

阿武隈川流域治水協議会では、個別の支川の丁寧な対策までは難しい。そのため、阿武隈川の県管理河川について、協議会の在り方を検討する必要があると思う。

また、流域治水協議会は、主に市町村長が中心になっており、住民が直接参加する場面が少ないので、住民の意見を聞くための検討が必要ではないか。

河川計画課長

支川については、今年5月に流域治水の関係法案である特定都市河川法が改正され、その中で流域全体で治水対策を検討する手法がある。

宮本しづえ委員

支川について特定都市河川法が改正されたのであれば、積極的に活用して地域ごとに協議会をつくるべきではないか。

河川計画課長

特定都市河川法は、11月に新制度が示される予定である。制度設計の確認後に関係する市町村と協議して決めていきたい。

今井久敏委員

郡山市の河川は全て阿武隈川につながっており、令和元年東日本台風による越水や洪水により大変な状況であった。11月から特定都市河川法により支川ごとに協議会を立ち上げることができるため、その情報を県や市町村が主導で住民懇親会などにより住民に説明願う。それが住民の安心感につながると思う。

資料38ページに福島ロボットテストフィールドの活用促進のため、訓練内容を撮影したDVDを全国の消防本部等に配布したと記載がある。福島ロボットテストフィールドは、大変すばらしい訓練施設であるが、全国の消防関係者が危機管

理訓練をするために使うことは可能か。

消防保安課長

消防庁、県及び福島イノベーション・コースト構想推進機構は、昨年11月20日に消防活動におけるドローンの利活用促進も含めた協定を結んでいる。広域的な消防訓練による使用について、当部と商工労働部が連携して進めていきたい。

今井久敏委員

ぜひ、商工労働部と連携して消防訓練に活用できるようにしてもらいたい。

アメリカを中心として台湾やオーストラリアでは、ディザスターシティという危機管理及び危機対応のための訓練場所がある。私は、福島ロボットテストフィールドがディザスターシティになる可能性があるかと認識している。各部と連携して、さらなる設備の整備とPRを進めてもらうよう要望とする。

宮本しづえ委員

令和元年東日本台風等の被災により、5月10日時点で借上住宅に1,913世帯が住んでいるが、いつまで供与が可能か。

災害対策課長

借上住宅は、発災後に入居してから2年間の期間である。

宮本しづえ委員

もう間もなく2年になる。2,000世帯近くの中には、住まいの再建が進まないため、借上住宅に住んでいる被災者もいると思う。10月で借上住宅の供与を終了するのか。

災害対策課長

災害救助法に基づく支援のため、2年間の原則である。

借上住宅の入居者に対して、県と市町村が連携して今後の生活再建についての意向確認を行う。また、福祉部門と連携して支援を検討していく。

宮本しづえ委員

原則2年だが、東日本大震災では、地域によっては今も継続しているところもある。

借上住宅の入居者が2年を終了した後の見通しを把握することが大切だと思う。今後の意向について、既に個別調査を行っているのか。

災害対策課長

2月に市町村から借上住宅の供与期間が2年とのアナウンスを行った。また、4月に県から2年で供与が終了するとのアナウンスを行い、併せて、今後の再建についての調査を行った。

宮本しづえ委員

県が行った調査の結果は集計されているのか。また、この調査では次の見通しが立てられない入居者がたくさんいると思う。そのような人に対して、原則2年であるためその後は家賃を払って住んでもらうとの対応でよいのか。被災者には酷だと思う。見通しが建てられない世帯には延長すべきと思う。期限を延長するために国へ財政支援を求めていくとの考え方に立って対応しているとの理解でよいのか。

災害対策課長

借上住宅の入居者の意向について、未回答や確定していない人もいるが、おおむね住宅を再建する人、又は公営住宅に移る人などである。

また、市町村が各世帯に対して再度意向確認を行っている。その調査結果に基づいて公営住宅のあっせんや福祉部門と連携して再建支援に努めていきたい。

宮本しづえ委員

調査結果が集約された一覧表の資料はあるか。

災害対策課長

今は一覧表の資料がないため、主な傾向だけで了承願う。

宮本しづえ委員

ぜひ、集計した段階で委員会に資料を提出願う。

満山喜一委員長

資料を請求したいが、どうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

満山喜一委員長

異議ないと認め、資料を提出願う。

宮本しづえ委員

災害対策の一つとして住宅の耐震化の取組がある。特に、民間住宅の耐震化をどのように促進するかが重要だと思う。

現在、県は住生活基本計画の見直しの作業を行っているが、耐震化の促進についてどのように盛り込むのか。

建築指導課長

住宅の耐震化は、令和2年度末で88.6%である。県としては、2年度末に95%を目標にしていたが到達していない。

新たな住宅の耐震化率について、6月に国から示される予定になっているため、それを踏まえて県も今年度中に目標値を定めて取り組んでいきたい。

宮本しづえ委員

目標を達成するために、耐震診断の方法も含めて改善し、耐震化の促進に取り組んでもらいたい。

県内の被災自治体において、防災関連の伝承施設を幾つ造るか把握しているか。

災害対策課長

把握していない。

宮本しづえ委員

今後、県内に東日本大震災や令和元年東日本台風等の伝承施設が多く造られると思うが、もう少しすみ分けを考えるべきではないか。意見として述べる。

避難情報の発令が変わり、これまでの避難勧告と避難指示が一本化され、避難指示になった。専門家は、住民に危機感を正確に早く伝えるため、最も伝わりやすい避難指示の方法を検討する必要があると指摘している。サイレンや半鐘などの原始的な方法が伝わりやすいと言う専門家があり、私も個人的には同じ意見である。県として、何か把握している避難指示の方法はあるか。

災害対策課長

避難情報の発令については、市町村が行うものである。

また、令和元年東日本台風等の被災者のアンケートによると、マスメディアによって危機感を持った人の割合が多かった。既存のLアラートやエリアメールなど様々な手法を用いながら情報の発信を行っていきたい。

(7月 5日 (月))

○ 元年東日本台風等から復興・復旧について

参考人 日本大学名誉教授

長林 久夫

宮本しづえ委員

説明資料33ページで国、県及び市の役割や河川管理の計画が異なっており、流域治水で全体をカバーする必要があると説明があった。異常気象の下で降水量も増えており、計画そのものの基準や考え方を変える必要があると思うが、どうか。

長林久夫参考人

国及び県が今回の災害に対して復旧工事をどの程度の規模で行うかが一番気になると思う。特に、2級河川については計画高水位をはるかに超えてしまっているが、余裕高の中で洪水を流せるような設計にしている。

今後、計画の基準を変えていくことも必要である。しかし、治水の予算は災害が起きないとつかない現状がある。また、いかに流域で守っていくかとの考え方が必要になる。同時に、国でも目標値を変えろとの話があるが、達成には非常に時間がかかると思う。

佐藤政隆委員

説明資料25ページで同時刻に流量がピークになるとの説明があった。私は、白河市で降った場合に本宮市まで来るのに約2時間かかるため、その間に対応すればよいと聞いたが、そのような状況ではなくなってきたということか。

現在、流域治水の抜本的な考え方として、川の流量が順次多くなるため途中で抜いた方がよいとの話があるが、同時刻に同じような流量がある場合に、どのような対策が必要になるか見解を聞く。

長林久夫参考人

説明資料25ページの右下に阿武隈川の狭窄部がある。現在、狭窄部の開削を進めており、下流側により早く流れが伝達する。そのため、いかに各流域から流れる時間を遅くするかが大事であり、遊水地やダムなどで流量のピークカットを行う。最大流量になるところだけ上手くポケットに収めて、ためたものを後で少しずつ出すことで一気にピークにならないようにする。例えば、郡山市で10cmの水位を下げることで、先ほどの須賀川市で水位が10cm上がったものを保つことができるため、そのような努力をすることが効果的だと思う。

今井久敏委員

私は郡山市の逢瀬川のすぐ近くに住んでいるが、排水ポンプ場の取付けについて心配している住民の声を聞く。今回、法律改正に伴って一定の水量になるとポンプを停止するとの話がある。内水被害を防ぐために排水ポンプを回すが、ポンプを止める兼ね合いで郡山市と国がいつもけんかをしている状況があり、この辺の考え方について聞く。

長林久夫参考人

排水ポンプ場は、基本的には内水の排除が目的になっており、降った雨が流域内の低いところにたまったものをあふれないようにするため、ゲリラ豪雨対策には非常に有効である。しかし、台風のような広域に雨が降る場合は本川の水位が高くなり、計画高水位を超えるとポンプを止める指示が出される。

先ほど説明したとおり、流量のピークを変えることが一番重要であり、排水ポンプ場と本川の水の関係には課題が残る。

今井久敏委員

流域治水プロジェクトは国が主導して県及び市町村も関わって進められており、阿武隈川流域治水プロジェクトも国が音頭を取って行っているが、地域住民の意見を入れて取り組む必要があると思う。また、河川単位で協議する場所が必要だと思うが、どうか。

長林久夫参考人

委員指摘のとおり、流域治水には行政だけでなく住民、事業者、学校等の関係者の協力を得ないと安全な街をつくることはできない。そういった機運を各所で盛り上げていくことが大事である。そのために、流域治水の見える化を行い全体で取り組む必要がある。例えば、山林を整備する場合にどの程度整備すれば効率が上がるなどの説明が必要である。

(7月 5日 (月) 付議事件に係る質疑)

宮本しづえ委員

静岡県熱海市では今回の大雨で大変な被害があり、林地に盛土造成したことにより崩れたのではないかとの検証が進められると思うが、改めて森林保全が重要な課題だと感じた。

また、県の治山事業の取組について、今回の災害を踏まえて抜本的に強化する必要があると思うが、どうか。

森林保全課長

治山事業は、森林を保安林に指定することで事業が実施できる。そのため、森林所有者から保安林の指定の同意を得た上で必要な事業を実施している。しかし、開発が行われた場所や人工的に盛土を行った場所は治山事業の対象になり得ない。

宮本しづえ委員

今回のような大規模な土石流を踏まえると、林地開発の場合に安全対策をどのように講ずれば災害を防止できるのかとの基準に懸念がある。現在、県内にメガ発電設備の計画があるが、住民の不安が非常に大きい箇所が幾つもあり、林地開発との関係で法律の体系の中で審査せざるを得ないため、それ以上の規制を事業者に求めることができない。異常気象による災害が頻発している現状を踏まえると、法律の制約を抜本的に見直す必要があると思う。

県は、法律のとおりせざるを得ない立場だということは分かるが、県民が本当に安全なのかとの疑問を払拭するために早急に法律を見直す必要があると思う。この点について、県の考えを聞く。

森林保全課長

現在、森林法では30年確率、河川が絡む場合には河川協議の中で50年確率という形で安全措置を実施する規定となっている。地球温暖化の中で豪雨が全国的に増えていることは認識しているが、県として独自に国の通知を超えて対策ができないため、決められた基準で実施せざるを得ない状況である。なお、国は、1.1倍で検討を開始するとの話を聞いている。

宮本しづえ委員

国の1.1倍の検討について説明願う。

森林保全課長

地球温暖化により気温が4度高くなると雨量が大体1.2倍になるとの数値がある。2050年のカーボンニュートラルの中で温度変化を2度に抑えるとの目標があり、国は1.1倍の雨量で検討すると聞いている。詳しいデータが手元にないため、概略の説明とする。

鈴木智委員

土木部長の説明の中で、東日本大震災により被災した公共土木施設の復旧が約99%、津波被災地等の復興まちづくりが約98%の箇所が完成したとあり、10年経ってようやくここまで来たが、直しても新しい災害が起きるとこの繰り返しで大変厳しいと感じている。

また、道路ネットワークにおいて、説明資料の中にあるように新しい事業の道路は非常に目立っていると感じるが、どのように使われたかなどの検証評価が必要だと思う。現在、総合計画でも様々議論されて指標等も出ているが、新しい道路や道路改良についての検証評価があれば説明願う。

道路計画課長

道づくりプランで、災害に強い道路や有事の際に確保すべき道路を位置づけており、それらの何%が整備されたか、または規制を解除できたかなど様々な指標を持って整備を進めている。

現在、新しい道づくりプランの改定作業を行っており、様々な災害が激甚化・頻発化している中で県民の生活や安全な暮らしを踏まえて指標を設定している。また、整備した道路の効果を検証する仕組みをつくっていきたい。

宮本しづえ委員

熱海市の今回の土砂災害は、土砂災害防止法の警戒区域に指定されていた。警戒区域に指定されていてもあのような災害になってしまうのだと本当に恐ろしく感じ、十分な対策が必要だと思った。

本県の土砂災害警戒区域等の指定率は、令和2年度末に50%を目標としていたが、元年度末で76.5%まで到達している。しかし、指定率をもっと高めて対策を行う必要があると思うが、今後の県の取組について説明願う。

砂防課長

本県の土砂災害警戒区域の基礎調査は、令和元年度までに7,983か所が終了しており、3年4月1日時点で87.2%の

6,964か所まで指定が済んでいる。残りの1,000か所程度は、今年度中の指定を目指している。

また、令和元年東日本台風等で基礎調査の対象になっていない箇所や被災を受けた場所や対策工事が終わった箇所をも一度調査して区域を解除することもあるため、引き続き調査を行っていききたい。

宮本しづえ委員

今回の熱海市における災害では、行方不明者が何人いるか分からない状況だが、本県においても被害をどのようにして未然に防止するかが課題だと思うので、ぜひ対策に取り組んでもらいたい。

先ほどの参考人の説明の中で、流域治水や安全対策を進めるには目標の見える化が大切だとの発言があった。令和元年東日本台風を考えると河川整備をどのように進めていくかが課題となる。県は、国土強靱化計画においてどのような目標を持って今後の河川整備に取り組んでいくのか説明願う。

河川整備課長

現在、令和元年東日本台風により甚大な被害を受けた多くの箇所について、災害復旧を実施している。また、夏井川や阿武隈川の支川など本川によるバックウォーター関係で越水した箇所については、福島県緊急水災害対策プロジェクトに基づいて早急に復旧していききたい。

宮本しづえ委員

数値目標はあるのか。

河川整備課長

令和元年東日本台風を受けて福島県緊急水災害対策プロジェクトを策定しており、災害復旧や改良復旧等を令和6年度に向けて実施している。

宮本しづえ委員

期間の目標はあるとのことだが、河川の整備率の数値目標を定めて取り組む必要があると思う。

先ほどの参考人の説明の中で、河川の予算は災害があれば増えるが日常的にはつきにくいとあり、私も実感するところである。令和元年東日本台風により河川関係の予算が増えたが、恒常的な維持管理を行って災害を未然に防ぐことが不可欠である。そのために、河川整備を特別な位置づけにして、予算化をしっかり図ることが重要だと思うが、土木部長の考えを聞く。

土木部長

昨年度までは、防災減災緊急3か年対策として通常予算に上乗せした形で国が予算を確保し、県としても防災減災に関する事業について積極的に予算確保に努めた。

さらに、本年度から防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策として15兆円の予算を国でまとめた。県としても、県民の生命、財産を守るという第一の目的に沿った事業を進めるために予算を確保していききたい。

宮本しづえ委員

先ほど提出のあった資料の回答状況において、未回答の454世帯をどのように捉えればよいのか。

令和元年東日本台風等に係る被災者生活再建支援金の支給状況は、6月の段階で63.6%が基礎支援金及び加算支援金を受給した。私は、この63.6%を再建率として考えており、6割を超えたことはよい方だと思う。なぜなら、東日本大震災に係る被災者生活再建支援法の再建率が6～7割の水準にとどまっているからである。やはり、残りの3割の人の再建が難しいのだと思うが、県の認識はどうか。

災害対策課長

加算支援金の支給対象は再建方法が確定した人であり、一方で、住宅の解体を行ったが公営住宅や賃貸住宅に住んでいる人が一定数いるのだと感じている。

宮本しづえ委員

応急仮設住宅は、基本的に2年となっているが、再建方法が決まった人でも2年以内に退去を行うことは難しい。特定

延長の対象になる世帯はどのくらいあるのか。

災害対策課長

特定延長は、復旧工事の改修や公営住宅の改築が間に合わず、その期間に再建ができない人に限り延長が認められる。既に1市2町の8世帯が特定延長に認められている。なお、アンケートの未回答や確定していない人の中に特定延長の対象者は含まれていない。

宮本しづえ委員

間もなく2年を迎えようとしているが、特定延長が認められたのが僅か8世帯しかないということは、多くの人が再建をどうしたらよいか分からない状況である。2年で住まいの再建の見通しを立てるには、それなりの資金力や生活力がなければ難しい。また、学校や仕事の関係もあるため、ほかに移ることが難しい事例もあると思う。

それぞれの世帯が抱える状況を踏まえた上で、必要な支援策を検討することが大事である。そのために、他部局と連携して被災者の再建の道筋を一緒に考えて対策することが重要であるが、組織的な連携をどのように行っていくのか。

災害対策課長

今回の供与期間終了後の意向確認及びその対策を該当する市町村と連携しながら個別に事情を把握したい。また、公営住宅のあっせんや福祉での支援策などを情報提供していく。

今井久敏委員

マイ避難は、ハザードマップ上でリスクの高いエリアを中心に進める必要があると思う。小学校や町内会の地域団体を訪問して防災講座を行っていると思うが、水害を受けた地域で行っているのか。

危機管理課長

マイ避難に係る出前講座は、小学校、地域団体、町内会等で行っているが、リスクが高い場所に絞って募集しているわけではない。

今井久敏委員

ハザードマップ上でリスクの高いエリアを訪問して、町内会単位でマイ避難の勉強会を行う必要があると思う。ぜひ、危険な場所等の住民へ自分の場所がいかに危ないのかという教育を行ってほしい。

また、タイムラインの中でリーダーが避難を呼びかける流れをつくってもらえないか。今回の熱海市において、リーダーの呼びかけで地区の人が避難したとのニュースの報道もあったので、リーダーの養成も含めた対策強化を県に求める。

災害対策課長

災害対応は、自助、共助、公助の取組が整って被害が減少される。自助については、マイ避難の取組で推進していく。また、共助については、地域のリーダー研修等で対応を検討している。

今井久敏委員

地域のリーダー研修の代表者をその場にいる人の中で決めてしまうことが多いため、該当するエリアのリーダー的人材をしっかりと確認して進めていく必要がある。また、リーダーは変わってしまうため、複数人を選定してほしい。市町村と連携して危険地域のリーダーがしっかりと学べるような作り込みをしてほしい。要望とする。

佐藤政隆委員

今回の熱海市の場合は、線状降水帯が発生し、雨が2～3日降り続いている中危険情報もない状況で土砂災害になってしまい、その間に市長は避難指示の判断ができなかった。熱海市で被害を受けた箇所はハザードマップ上で危険区域であり、早期避難ができたのではないかと。このような状況が今後もあり得るため、検証が必要だと思うが県の意見を聞く。

災害対策課長

熱海市の事案は、まだ検証されていないためはっきりとした言葉は述べることはできないが、今回の土砂災害で避難を早く進めることが最大のポイントだと考える。したがって、市町村と日頃から情報共有を図り、災害発生の予測などを協力して進めていきたい。

佐藤政隆委員

今回の災害発令の予測には、累積雨量が要因にあると思うが、気象庁の発表だけでは難しい部分もあった。そのため、市町村等と連携して検証を行い、今回の災害を教訓にして対応してもらいたい。要望とする。

今井久敏委員

商工労働部長の説明の中で、新型コロナウイルス感染症の影響等により事業が未完了の被災事業者に対して引き続き関係市町村及び商工団体と連携して支援を継続するとの発言があったが、年度内に事業が未完了となった場合のグループ補助金の対応について説明願う。

経営金融課長

グループ補助金の事業が完了していない84事業者については、グループリーダー等を通じて進捗状況を把握し、年度内に完了できるように連絡や情報共有等を行っている。

今井久敏委員

年度内に事業が完了しなくても大丈夫なのか。

経営金融課長

現段階では、原則にのっとり年度内完了をお願いしている。